

認定区分について

2 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）

■ 保育の必要性の認定について

教育・保育給付認定とは、幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育所を利用する場合に受けていただく手続きで、必要に応じた教育・保育を提供していくために保育の必要性や必要量を判定するものです。

認定は3つの区分に分かれます。区分により利用できる施設が決まります。

認定区分	内 容	
1号認定 (教育認定)	対 象	満3歳以上で、教育を希望する子ども
	利用施設	幼稚園（4・5歳児）・認定こども園（教育認定） ※年度途中で満3歳になる子どもの利用は、施設によって異なります。
2号認定 (保育認定:満3歳以上)	対 象	満3歳以上で、保護者の就労などにより保育を必要とする子ども
	利用施設	保育所、認定こども園（保育認定）
3号認定 (保育認定:満3歳未満)	対 象	満3歳未満で、保護者の就労などにより保育を必要とする子ども
	利用施設	保育所、認定こども園（保育認定）、小規模保育所

出典：豊岡市「2024年度 保育所・認定こども園 入園のご案内」

認定区分	利用したい施設	保育の 必要性	幼稚園 (新制度幼稚園)	保育所	認定こども園		地域型 保 育
					利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳 以上	教育標準時間認定 1号認定	なし	●		●		
	保育認定 2号認定	あり		●		●	
満3歳 未満	保育認定 3号認定	あり		●		●	●

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

出典：神戸市「幼稚園・保育所・認定こども園等利用ガイド」